

報道機関各位

北九州市社会福祉審議会を開催します

このたび、下記のとおり令和5年度北九州市社会福祉審議会を開催しますので、お知らせいたします。

記

1 開催日時等

日 時：令和5年12月19日（火）14：00～16：00（予定）

場 所：ホテルクラウンパレス小倉 3階「ダイヤモンドホール」

2 議題等

- (1) 「北九州市社会福祉審議会運営規程」の改正について【議事】
- (2) 専門分科会・審査部会の活動報告について【報告】
- (3) 次期高齢者プラン「(仮称)北九州市しあわせ長寿プラン」の策定について【報告】
- (4) 「(次期)北九州市障害者支援計画」の策定について【報告】
- (5) 「(仮称)第三次北九州市健康づくり推進プラン」の策定について【報告】
- (6) 「(仮称)第四次北九州市食育推進計画」の策定について【報告】
- (7) 「北九州市ホームレス自立支援実施計画(第5次)」の策定について【報告】
- (8) 令和4年度「北九州市子どもを虐待から守る条例」に基づく年次報告書について【報告】

3 北九州市社会福祉審議会委員

40名

4 会議の公開

会議は公開とし、傍聴可能（定員10名、当日先着順）

5 その他

審議会の会議情報（配布資料、議事録）は、市ホームページに掲載予定です。

【問い合わせ先】

保健福祉局総務課

担当：(係長) 上田、(課長) 和田

TEL：093-582-2497

■北九州市社会福祉審議会について

1 審議会について

社会福祉に関する事項を調査審議するもので、市長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申します。

社会福祉審議会は、1. 民生委員審査専門分科会 2. 身体障害者福祉専門分科会 3. 地域支援専門分科会 4. 児童福祉専門分科会の4つの専門分科会で構成されています。

2 法定されている機能

市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議します。

- ①民生委員の推薦に対する意見(民生委員法第5条第2項)
- ②身体障害指定医師の決定に対する意見(身体障害者福祉法第15条第2項)
- ③身体障害指定医師の取り消しに対する意見(身体障害者福祉法施行令第3条第3項)
- ④身体障害の等級認定の疑義に対する意見(身体障害者福祉法施行令第5条第2項)
- ⑤養護老人ホーム、特別養護老人ホームの廃止命令、認可取消に対する意見
(老人福祉法第19条第2項)
- ⑥児童に関する措置及び措置の解除、停止、変更に対する意見(児童福祉法第8条、第27条第6項)
- ⑦児童に関する一時保護の延長に対する意見(児童福祉法第33条第5号)
- ⑧被措置児童等虐待に関する措置に対する意見(児童福祉法第8条、第33条の15第3項)
- ⑨里親、保護受託者の認定に対する意見(児童福祉法施行令第29条)
- ⑩保育所の認可に対する意見(児童福祉法第35条第6項)
- ⑪地域型保育所の認可に対する意見(児童福祉法第34条の15第4項)

3 設置根拠

社会福祉法第7条第1項、第12条第1項